

2021 年度 事業計画

日本関税協会は 1949 年の設立以来、我が国における関税政策及び関税制度の確立に積極的に協力するとともに、税関行政の円滑かつ適正な運営に寄与するとの目的に沿って事業を展開してきた。特に 2011 年 4 月に公益財団法人に移行してからは、従来の事業活動を継続するとともに各種公益事業を積極的に推進しているところである。

こうした中、2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大により、当協会の事業運営も多大な影響を受けたが、Web 会議システムを導入し、ほぼすべてのセミナー・研修事業はオンライン開催に切り替え実施した。

2021 年度においても、引き続き、Web 会議システムを積極的に活用し、新型コロナウイルス感染拡大防止を図りつつ、全国各地の事業者へ研修・セミナー等への参加機会を提供していくこととする。

また、近年、経済のグローバル化は着実に進んでおり、2020 年 1 月に日米貿易協定が発効、11 月に RCEP（地域的な包括経済連携）の署名、更に 2021 年 1 月に日英 EPA が発効されたところである。特に RCEP の署名により、我が国の貿易総額に占める FTA 等の比率は約 8 割と見込まれており、これら FTA 等の一層の利用により我が国の経済成長に寄与することが期待されている。

こうしたことから、当協会としては、2021 年度においても業務の見直しを行いつつ、会員ニーズを的確に把握し、原産地規則に係る研修をはじめ各種研修・セミナーの充実、各種情報提供など公益性の高い事業を展開していくこととする。

《事業活動》

I. 一般事業

貿易と関税に関する調査・研究及び提言事業【公益事業1】

1. AEO 事業者連絡協議会の運営

AEO 事業者連絡協議会（本会合）並びに京浜、東海、阪神及び九州・沖縄の4地区において「製造・輸出入事業者」と「通関・物流事業者」毎の分科会を開催し、AEO 制度に係る現状、活用事例の紹介や改善要望等を聴取し意見交換を行う。

また、2018年2月及び2019年5月に財務省関税局へ提出した「AEO 制度利用促進のための改善要望書」の残された事項について AEO 検討会において引き続きフォローアップを行うとともに、その結果を協議会メンバーに報告する。

（参考1）AEO：Authorized Economic Operator

（参考2）AEO 事業者連絡協議会

財務省関税局・税関当局が推進している「AEO 制度に関する政策の一層の進展及び拡充」への取組みを支援すること及び AEO 事業者からの要望等を集約し、政策立案に役立てるよう提言していくことを目的として、「AEO 事業者連絡協議会」を設立した（2015年4月）。

（参考3）AEO 検討会

AEO 事業者代表者10名をメンバーとして、AEO 制度に関する各種課題等を検討するために設置した（2017年3月）。

2. 調査・研究活動

（1）RCEP 関税・貿易政策研究会の運営

2020年11月に署名された RCEP（地域的な包括経済連携協定）は世界の GDP の約3割を占める非常に規模の大きな経済連携協定であり、貿易関係者のみならず経済・国際関係の研究者も強い関心を示している。

このため、2021年1月に「RCEP 関税・貿易政策研究会」を立ち上げ、TPP 協定条文との比較、RCEP の意義と我が国の貿易・関税政策に与える影響等について包括的に分析を行い、その結果を「貿易と関税」に掲載する。

（参考1）RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement

（参考2）TPP：Trans-Pacific Partnership Agreement

（参考3）開催予定：2021年1月～8月

(2) 税関手続及び貿易円滑化に関する調査

JICA は、途上国税関支援プロジェクトに関する将来の方向性を定める目的で各国の税関手続を含む貿易円滑化分野の調査を実施している。当協会は税関手続の調査を支援しており、2020年3月より国内外の税関、WCO等の国際機関及び民間事業者へのインタビューやアンケート調査等を通じ「途上国税関の機能強化にかかる情報収集・確認調査」を実施し、2021年5月、情報収集、調査結果について取りまとめた報告書をJICAへ提出する。

(参考) JICA : Japan International Cooperation Agency (独立行政法人国際協力機構)

(3) その他の調査・研究活動

会員やその他関係者からの関税政策や税関行政に係る意見・要望等を吸い上げ、必要に応じて関税局・税関当局へその改善に向けた働きかけを行う。

3. 講演・パネルディスカッション等の共催

関西学院大学、東京商工会議所と共催で国際貿易等に関するシンポジウムを開催し、その開催要旨を「貿易と関税」へ掲載し広く一般に周知する。

4. 日本貿易学会への参加

当協会は日本貿易学会の法人会員であり全国大会（学会報告会）及び東部部会報告会（年4回）に参加し、当協会が行った調査・研究活動のうち、学会で報告することが適当と思料されるものについては積極的に発表する。

貿易と関税に関する普及・啓発事業【公益事業2】

1. 書籍頒布事業

	書籍	発行予定
定期	・ 実行関税率表（2021年度版）	4月
	・ 通関士試験の指針（2021年度版）	4月
	・ 関税六法（令和3年度版）	8月
	・ 関税関係基本通達集（令和3年度版）	8月
	・ 関税関係個別通達集（令和3年度版）	8月
	・ 日本貿易月表―品別国別編（2020年12月号）	11月
	・ 日本貿易月表―国別品別編（2020年集計号）	12月
	・ 輸出統計品目表（2022年版）	12月
	・ 実行関税率表（2021年度版追補）	12月
	・ 貿易と関税	月刊
	・ 外国貿易概況	月刊
	・ 関税週報	週刊

不定期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関税率表解説（加除式書籍・追録） ・ 関税分類例規集（加除式書籍・追録） ・ 関税率表解説（追録） ・ 関税分類例規集（追録） 	2022年2月 2022年2月 未定 未定
新刊	<ul style="list-style-type: none"> ・ AEO ハンドブック 	7月

(参考) 1950年1月号より月刊誌として発行していた「日本貿易月表（品別国別編）」は、貿易統計発表のオンライン化、迅速化等により発行部数が減少していることから2020年12月号をもって発行を取りやめ、今後は、年間の貿易統計をとりまとめ「日本貿易年表（仮題）」として発行を予定している。

2. 情報提供事業

(1) Web サイトによる情報提供

① 本部サイト

実行関税率表、輸出統計品目表、関税関係法令（和文／英文）及び週間為替相場については改正・変更の都度、速やかに更新する。

また、有償（会員は無償）サービスとして提供している貿易統計サービス（Jtrade、外国貿易概況オンライン）や KanPress についても定期的に更新する。

更に、原則毎週金曜日、事前登録をしてもらったユーザーに KanPress の最新記事タイトルをメール配信するサービス(関プレ HEADLINE)を行う。

(参考)

Jtrade：貿易統計（9桁）を任意の条件設定で検索でき、二次加工に活用できるサービスであり貿易統計の公表にあわせて毎月更新する。

KanPress：関税関係法令のほか貿易関連法令・情報等を検索できる毎週更新している記事検索システム。また、関税週報の誌面イメージも閲覧できる。

② 支部サイト

支部で開催される研修会・説明会等の開催案内や税関からの周知事項等を掲載する。

(2) 貿易統計の情報提供

Web サイトによる貿易統計の情報提供サービスのほか、顧客の依頼に応じた貿易統計データのみを抽出し、毎月、電子メール、FAX 又は郵送で提供するサービスを実施する。

また、2019年6月に WCO で採択された改正 HS 品目表が 2022年1月から適用されることにあわせて「商品ネームデータ 2022 (CD-ROM)」を提供する(2022年1月予定)。

(参考 1) HS 品目表：HS 条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約：International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System）付属書の品目表

(参考 2) 商品ネームデータ：輸出入統計品目番号（HS 番号）とそれに対応する名称を付したデータ

（3）電子書籍の出版

ゼーラム 2021（実行関税率表、輸出統計品目表、関税率表解説、関税分類例規集の情報を収録した CD-ROM）を 4 月に発行する。また、現在の CD-ROM による発行に加え、インターネットを利用したオンライン提供について検討する。

3. 講演会・説明会等事業

各支部で関税政策・税関行政に関する講演会や説明会等を開催するほか、税関当局が主催する研修会や税関相談業務等について積極的に支援していく。

なお、開催方法等については各地域における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ検討する。

貿易と関税に関する教育・研修事業【公益事業 3】

1. セミナー・教育事業

（1）セミナー・研修

貿易アドバイザー、大学教授、国際機関勤務経験者など貿易分野の第一線で活躍する有識者を講師として、各種セミナー・研修を開催する。

	セミナー・研修	開催予定
貿易実務関係	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易実務（基礎編） ・貿易実務（金融編） ・貿易取引の英文レター ・貿易取引のリスク対策 ・実務から学ぶ英文売買契約書 	6 月、7 月、9 月、11 月、 2022 年 1 月 7 月、2022 年 2 月 8 月、2022 年 1 月 9 月、2022 年 3 月 9 月、2022 年 3 月

通関手続関係	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出通関手続 ・輸入通関手続 ・品目分類 ・保税 ・関税評価 	9月、2022年2月 9月、2022年2月 10月～2022年3月（6回） 6月、12月、2022年2月 9月
国際物流関係	<ul style="list-style-type: none"> ・中国の通関と物流 ・グローバルビジネスリスクへの対処（中国を中心） ・ベトナム進出とビジネスリスク 	6月、2022年1月 2022年3月 2022年3月
AEO関係	<ul style="list-style-type: none"> ・AEO 集合研修 ・AEO 内部監査人研修 （通関物流事業者コース） （輸出入事業者コース） 	2回 3回 3回
原産地規則関係	<ul style="list-style-type: none"> ・メガ EPA 原産地規則研修(基礎編) ・メガ EPA 原産地規則研修(応用編) 	6回 6回
企業別研修	<p>前記のセミナー・研修の講義メニューを企業の要望に応じてカスタマイズした上で実施する。</p> <p>今年度は、原産地規則や品目分類に関する研修及び助言を行うことにより企業における専門家を育成する「長期研修」に対応し、EPA 利用促進について支援を行う。</p>	

（２）貿易実務研究部会（毎月開催）

貿易・関税・物流関係に携わる各省庁の担当官、貿易アドバイザー等を講師として招き、最新の貿易関連動向について解説し、その開催要旨は「貿易と関税」に掲載する。

なお、7月から対面による開催からオンラインによる開催へ変更することで、全国各地から部会に参加できるよう利便性の向上を図る。

2. 通関士養成事業

(1) 通関士養成講座

より優秀な通関士を養成する目的で「通信教育講座」を開講するとともに、通関士試験受験対策に資する書籍を発行する。

今年度は「通信教育講座」において、学習ポイントを解説した動画配信を行い、学習効果の向上や通関士試験合格者によるオンライン座談会を開催し、受講生の学習意欲の向上に努める。

また、「全国通関士模試」は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場受験は行わず在宅受験・会社受験とする。

事業	開催予定
通信教育講座 ・動画配信 ・座談会 ・特別答練	4月～9月の6ヵ月間実施 計40時間(20本) 8月(オンライン開催) 8月(オンライン開催)
全国通関士模試	8月22日実施(在宅受験・会社受験)

(2) 書籍

書籍	発行予定
・まるわかりノート 2021	5月
・ゼロからの申告書 2021	5月
・関税評価ドリル 2021	5月
・計算問題ドリル 2021	5月
・通関士試験問題・解説集(2022年度版)	2022年3月

(3) 通関研究部会

部会員に対して当協会発行書籍等を配付するとともにセミナーや研修等の開催案内を優先的に案内し、通関士としての業務に必要な情報提供を行う。

(参考) 通関研究部会は通関士試験に合格した個人を対象とした部会

3. 外国税関職員に対する原産地規則研修の実施

JICA が実施する関税技術協力事業(南スーダン国税関の能力強化プロジェクト)を支援するため、Web 会議システムを利用して南スーダン国税関職員に対し原産地規則研修等を実施し、同国税関職員の関税徴収能力強化を図る(2021年3月以降)。

II. 特別事業（知的財産情報センター（CIPIC））

（参考）CIPIC：Customs Intellectual Property Information Center

水際における知的財産保護に関する調査・研究及び提言事業【公益事業1】

1. 水際における知的財産保護に関する調査・研究

（1）外国での水際取締りに関する調査

各種会合への参加やインターネット等を通じて外国税関の水際取締りに関する法律・制度、差止申立手続、取締体制等に関する情報収集を行い、レポートを取りまとめ、CIPIC 会員に情報提供を行う。

（2）WCO が主催する「知的財産保護に関する会議」への参加

WCO が開催する知的財産保護に関する会議に参加し情報収集を行う。

2. 財務省関税局知財担当官と権利者企業グループとの意見交換

財務省関税局業務課知的財産調査室及び東京税関知財センターと CIPIC 会員との定期的な意見交換会を開催し、権利者の意見・要望を税関当局等に伝達して水際措置の効率化を支援する。

3. 知的財産戦略会議等への意見提出

知的財産推進計画の意見募集等の際に CIPIC 会員の意見を取りまとめ、提出する。

知的財産侵害物品の水際保護に関する普及・啓発事業【公益事業2】

1. 「貿易と関税」への原稿掲載

前記、公益事業1. 1.（1）で収集した情報を取りまとめたレポートのほか、各国の摘発概要、知的財産侵害物品の水際取締りに関する専門家の意見等、各種情報を「貿易と関税」に掲載し広く一般に周知する。

2. 講演会・税関見学会の開催

CIPIC 会員の要望を把握し、我が国及び海外における知的財産侵害物品の水際取締りに関する講演会を開催する。また、CIPIC 会員を対象とした税関見学会については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ開催の可否について検討していく。

3. Web サイト等を通じた情報発信

CIPIC 会員専用 Web サイトに関し、前記、公益事業 1. 1. (1) で収集した各国の関連法令・通達、具体的な摘発事案の内容など、より詳細で実務に役立つ情報の収集に努め掲載するほか、我が国税関の輸入手続及び水際差止手続に関する解説書を作成・掲載し、コンテンツの充実を図る。

また、CIPIC 会員向けにニュースレターを毎月メール配信する。

(参考) ニュースレター：CIPIC の活動状況や行事予定、通達改正等を取りまとめたお知らせ

4. 相談事業

CIPIC 会員や非会員の権利者からの法律の解釈や知的財産侵害物品の輸入差止申立手続に関する質問や相談等に対応する。

また、知的財産侵害疑義物品の点検業務を、CIPIC 会員からの要望に応じて実施する。

知的財産に関する教育・研修事業【公益事業 3】

1. 日本国税関職員を対象とした知的財産真贋判定研修への講師派遣

税関職員を対象とした知的財産侵害物品に係る真贋判定研修（以下、「識別研修」という。）に CIPIC 会員を講師として派遣するための調整を行う。

コロナ禍の下、Web 会議システムを利用したオンライン識別研修^(注)の実施結果について、CIPIC 会員や税関から意見を聴取し、継続的な開催に向けた検討を行う。

(注) 2021 年 3 月～5 月に 15 回実施予定。

2. 外国税関職員等に対する知的財産研修への講師派遣

(1) 日本で開催する外国税関職員等に対する研修

財務省関税局、JETRO 及び JICA が実施する外国税関職員等に対する各種研修に、CIPIC 会員を講師として派遣する。

(2) 外国税関に対する識別研修の実施

外国税関職員に対して、Web 会議システムを利用した識別研修が実施できないか、インドネシア税関又はタイ税関と意見交換を行う。新型コロナウイルス終息後はミッション派遣を検討する。

(3) WCO のワークショップ及びオペレーションへの参画

WCO が開催するワークショップ等の情報を CIPIC 会員に提供し、海外税関職員に対する識別研修実施の機会を提供する。